

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第16 報告第10号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

報告第10号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定及び第22条第1項の規定により、平成29年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告する。

平成30年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

1枚おめくりください。

1、平成29年度決算に基づく開成町健全化判断比率、単位はパーセントになります。

先に、備考について御説明をいたします。（1）実質赤字額または連結実質赤字額がない場合、及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合、「－」、バーと表記をいたします。（2）括弧内は、開成町における早期健全化基準です。

それでは、表をご覧くださいと思います。実質赤字比率は「－」、基準値は15.00、連結実質赤字比率、「－」、基準値20.00、実質公債費比率6.7、基準値25.0、将来負担比率30.5、基準値350.0であります。

続いて、2、平成29年度決算に基づく開成町の公営企業の資金不足比率でございます。こちらも、単位はパーセントになります。

先に備考について御説明をいたします。（1）資金不足比率が算定されない場合、「－」、バーと表記をいたします。（2）括弧内は、開成町における経営健全化基準でございます。

特別会計等の名称、資金不足比率の順に読み上げます。開成町下水道事業特別会計、「－」、開成町水道事業会計、「－」、基準値は、どちらも20%でございます。

次のページに移ります。

平成29年度開成町の健全化判断比率、審査意見書になります。この中で3番目、審査の結果でございます。健全化判断比率は特に問題なく、健全な財政運営がなされている。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めると。平成30年8月3日に、監査委員から町長に提出をされてございます。

次のページをお願いいたします。

平成29年度開成町の資金不足比率審査意見書です。この中で3番目、審査の結果になります。審査に付された資金不足比率は特に問題なく、健全な財政運営がなされている。また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めると。こちらも、平成30年8月3日に監査委員から町長に提出

をさせていただきます。

それでは、内容を説明させていただきます。この報告は、平成19年6月に交付されました地方公共団体の健全化に関する法律に基づき行うものでございます。同法第3条、健全化判断比率の公表等の規定において、地方公共団体の長は毎年度の決算の提出を受けた後に、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、並びに、この算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ当該健全化判断比率を公表しなければならないとさせていただきます。同様に、同法第22条において、公営企業における資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告する旨、規定をさせていただきます。これらの定めに従いまして、監査委員の審査を受け、本日、議会に報告しているものでございます。

2ページ目にお戻りいただきたいと思います。

それぞれの比率について、御説明をいたします。また、決算書説明資料118ページに健全化判断比率3カ年増減一覧を資料として提出してございますので、あわせてご覧をいただきたいと思います。

平成29年度決算に基づく開成町健全化判断比率。実質赤字比率、普通会計を対象としたもので、本町におきましては一般会計と給食事業特別会計が該当してございます。その普通会計の実質赤字額を標準財政規模で割った率合いをパーセントで表示をしたものでございます。決算書説明資料118ページには、健全化判断比率、対3カ年増減一覧がございまして、こちらをご覧いただきたいと思います。平成29年度の数値は、マイナス8.45%となりました。前年度と比較しますと、2.1ポイントの減となっております。報告書式においては、もとより実質赤字が存在しませんので、「-」という表示となっております。

連結実質赤字比率、一般会計と特別会計、公営企業会計を加えた会計、すなわち決算書に記載されてございます全ての会計を対象に、実質赤字額を標準財政規模で割った率合いをパーセントで表示をしているものでございます。こちら増減一覧をご覧いただきたいと思います。平成29年度の数値は、マイナス33.35%となっております。前年度と比較しますと、4.3ポイントの減となりました。報告書式においては、もとより実質赤字が存在しませんので、「-」という表示になってございます。

実質公債費比率になります。地方債の元利償還金、いわゆる公債費だけではなく、準元利償還金と呼ばれる特別会計繰出金のうち地方債の元利償還金に充てられたと認められる部分、あるいは一部事務組合の負担金のうち地方債の元利償還金に充てられた部分、これを標準財政規模で割った率合いをパーセントで表示をするものでございます。こちら増減一覧をご覧いただきたいと思います。平成29年度の数値は、6.7%です。前年度と比較して、1.5ポイントの減となっております。報告書式においても、同じく6.7%と記載をしてございます。

将来負担比率になります。地方債の現在高、債務負担行為による支出予定額、公営

企業等への繰り出し見込み額、一部事務組合の負担等の見込み額、退職手当の負担見込み額など、将来にわたって負担が生じるものを将来負担額と呼んでございます。この将来負担額から充当可能な基金額や基準財政需要額、歳入見込み額を除いたものが分子になります。分母は標準財政規模で割りますので、その率合いがパーセントで表示をされてございます。増減一覧をご覧いただきたいと思っております。平成29年度の数値は30.5%です。前年度と比較して、25.2ポイントの減となっております。報告書式におきましても、同じく30.5%と記載してございます。

二つ目としまして、平成29年度決算に基づく開成町の公営企業の資金不足比率になります。資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したものでございます。一般的には、経営状態の度合いを示すものとされてございます。

上段の下水道事業特別会計は、実質収支を事業規模で割って算出をしております。資金不足ではありませんので、「－」という表示になっております。参考までに、算出された数値としましては、マイナス9.6%となっております。

下段の水道事業会計は、流動資産から流動負債を引いた額を事業規模で割って算出をいたします。こちらも資金不足ではありませんので、「－」という表示になっております。こちらも、参考までに申し上げますと、算出された数値はマイナス332.4%となっております。

報告は以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、報告第10号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終了といたします。